

## 平成30年7月豪雨災害に関する会長声明

本年7月3日から9日にかけて、西日本を中心に各地を襲った記録的な豪雨によって亡くなられた方々に謹んで哀悼の意を表すると共に、被災された全ての皆様に心からお見舞い申し上げます。

この度の豪雨災害では、11の府県で大雨特別警報が発令されるなど、記録的な豪雨によって、河川の氾濫、大規模な浸水、土砂崩れなどの甚大な被害が広範囲に及びました。未だ孤立している集落もあるとみられ、未だその全容は把握できていません。被災者の方々は大きな不安の中で過ごされ、かつ、連日猛暑が続いており、心身共に大変な疲労をされているものと思います。国や各自治体等による被災者の救済、生活支援、インフラの復旧などが速やかに進むと共に、充実した被災者の生活再建支援が進むことを期待しています。

私たちは、東日本大震災、平成28年台風10号被害など、被災者の生活再建のために、情報提供、法律相談や事件受任、立法提言などを行ってまいりました。

その経験を生かし、この度の豪雨による被災に際しても、各地の弁護士会に対する支援を中心に、被災者の方々の生活再建に資する支援に全力で取り組んでまいります。

現状、早急に対応すべき問題点として2点指摘します。

今回の災害について、多数の自治体に被災者生活再建支援法が適用されています。しかしながら、同一の災害によって被災しているながら、自治体内の被災世帯の数などから、その適用のない自治体が存在しています。同一の災害による被災であれば、全ての被災者が等しく支援を受ける機会が確保されるべきですから、国は、一刻も早く、法の適用条件を検討し、全ての被災者に同じ支援が可能となるように改正すべきです。

また、被災者の方々が受け取る義援金については、平成三十年特定災害関連義援金にかかる差押禁止等に関する法律が成立しましたが、同様に、生活保護受給者については、義援金を受け取ったことで収入認定し、保護が打ち切られるようなことがないよう、制度の改善が必要です。

これらの問題にとどまらず、私たちは、今後も、被災地、被災者のため、必要な行動を考え、実行してまいります。

私たちは、被災地域の一刻も早い復旧・復興が実現することを願うと共に、被災者の皆様の法的支援に尽力する決意です。

2018年（平成30年）7月20日

岩手弁護士会

会長 太田 秀 栄

